

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

後志広域連合は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北海道後志広域連合長

公表日

令和8年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	1 被保険者の資格管理に関する事務 ① 被保険者証の交付 ② 資格管理 2 介護認定に関する事務 ① 認定審査結果の通知及び管理 3 保険給付に関する事務 ① 介護・予防給付費の支給 ② 現物給付及び現金給付の審査及び支給決定 ③ 特定入所者利用者負担額の減免認定事務 ④ 負担割合証の交付 4 指定地域密着型サービス事業者に関する事務 5 指定介護予防支援事業者に関する事務 6 介護保険事業状況報告等に関する事務 7 地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 <介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務> ・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護介護住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。 8 地域包括支援センターに関する事務 9 介護保険事業計画に関する事務 10 介護保険料の賦課及び徴収に関する事務 11 保健福祉事業に関する事務 12 介護保険事業特別会計の設置 13 介護保険基金の管理 14 介護保険に関する相談及び苦情への対応
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名管理システム、データ連携システム、宛名システム、介護情報基盤
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」と表記第9条第1項別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の該当項 ・同主務省令第134条 ※介護情報基盤は情報提供ネットワークシステムと連携しないため、実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	後志広域連合 総務課総務係 住所 〒 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466 E-mail soumu@shiribeshi-kouiki.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	後志広域連合介護保険課介護保険係 住所 〒 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8013 FAX 0136-22-4466 E-mail kaigo@shiribeshi-kouiki.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	マイナンバーについては、構成町村の住基システムから基盤システムに取り込まれるようになっている。マイナンバー自体を取り扱うことはないが、マイナンバーを利用した情報照会（前住所地の所得情報等）は、基盤システムから中間サーバーを介して行われ、システム内で完結している。また、特定個人情報の記載がある書類等については、施錠のあるキャビネットに保管しているため、対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーについては、構成町村の住基システムから基盤システムに番号が取り込まれるようになっている。基盤システムはパスワード認証を必要としており、マイナンバーの照会については可能な職員を限定している。 また、特定個人情報を取り扱わない職員も含め、研修(eラーニング)を受講しており、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の事務(68の項)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記第9条第1項別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	改正番号法の施行による評価書の記載の修正
令和7年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の事務 (情報提供の根拠) 第3欄情報提供者が「市町村長」の項のうち、第4欄特定個人情報において、「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) (情報照会の根拠) 第1欄情報照会者が「市町村長」の項のうち、第2欄事務に「介護保険法」が含まれる項 (93、94の項)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の該当項 ・同主務省令第134条	事後	改正番号法の施行による評価書の記載の修正
令和7年9月30日	IV リスク対策 8.人手を介させる作業 人為的にミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である。 判断の根拠:マイナンバーについては、構成町村の住基システムから基盤システムに取り込まれるようになっている。マイナンバー自体を取り扱うことはないが、マイナンバーを利用した情報照会(前住所地の所得情報等)は、基盤システムから中間サーバーを介して行われ、システム内で完結している。また、特定個人情報の記載がある書類等については、施錠のあるキャビネットに保管しているため、対策は十分であると考えられる。	事後	基礎項目評価書の新様式への移行による項目追加
令和7年9月30日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者による不正に使用されるリスクへの対策 判断の根拠:マイナンバーについては、構成町村の住基システムから基盤システムに番号が取り込まれるようになっている。基盤システムはパスワード認証を必要としており、マイナンバーの照会については可能な職員を限定している。また、特定個人情報を取り扱わない職員も含め、研修(eラーニング)を受講しており、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	基礎項目評価書の新様式への移行による項目追加
令和8年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	7 地域支援事業に関する事務	7 地域支援事業に関する事務 ・被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業として、介護情報基盤を活用した情報連携を実施する。 ＜介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険事務＞ ・市区町村は、介護情報基盤へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、介護保険関係情報、介護保険認定情報、介護介護住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の紐付け及び登録を行う。 ・介護サービス事業所は、介護保険資格確認等WEBサービス経由で、事業所の利用者に関して市区町村が登録した情報の確認等を行う。 ・住民は、マイナポータル経由で、本事務に係る自身の介護保険資格情報、介護保険認定審査進捗情報、介護保険住宅改修費利用情報、介護保険福祉用具購入費利用情報等の情報の確認等を行う。	事前	介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険関係事務の実施にあたり特定個人情報保護評価が必要なため追記
令和8年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		介護情報基盤	事前	介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険関係事務の実施にあたり特定個人情報保護評価が必要なため追記
令和8年9月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		介護情報基盤は情報提供ネットワークシステムと連携しないため、実施しない	事前	介護情報基盤を活用した情報連携に係る介護保険関係事務の実施にあたり特定個人情報保護評価が必要なため追記
令和8年9月1日	様式変更	-	-	事前	令和6年10月様式から令和7年5月様式に変更